

別表 5 内航船舶 (最終改正 平成 17 年財務省告示第 124 号)

番号	船 舶	期 間
1	総トン数が 300 トン以上で、かつ、2,000 トンに満たない鋼船（薬品そう船を除く。以下同じ。）で第 1 号から第 11 号までに掲げる装置等（第 12 号又は第 13 号に規定する船舶にあつては、それぞれ第 12 号又は第 13 号に掲げる装置及び第 1 号から 11 号までに掲げる装置等）のすべてを有しているもの 一 主機関又は推進装置（次のいずれかに該当するものに限る。） イ 窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備えられている場合にあつては、当該装置を含む。）から発生する 1 キロワット時当りの窒素酸化物の放出量の値が、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 36 号）附則第 2 条第 1 項に規定する相当放出基準の値に 70 分の 67 を乗じて算出された値以下となるものに限る。2 の部において「窒素酸化物放出量削減型主機関」という。） ロ 電子制御型ディーゼル主機関 ハ 電気推進装置 二 船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置 三 電源自動制御装置 四 主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置 五 主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水（2 の部において「主機関の燃料油等」という。）の自動温度制御装置 六 発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。） イ 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関 ロ A 重油専用発電機関 ハ ターボ・ジェネレーター 二 風力発電機関 七 燃料油槽（次のいずれかに該当するものに限る。） イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの ロ オーバーフロー・ラインを有するもの 八 機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置 九 機関室内火災探知装置 十 機関室内ビルジの高位警報装置 十一 自動操舵装置 十二 ボイラーを有する船舶にあつては、A 重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー 十三 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
2	総トン数が 2,000 トン以上の鋼船で第 1 号から第 15 号までに掲げる装置等（第 16 号、第 17 号又は第 18 号に規定する船舶にあつては、それぞれ第 16 号から第 18 号までに掲げる装置及び第 1 号から第 15 号までに掲げる装置等）のすべてを有しているもの 一 主機関又は推進装置（次のいずれかに該当するものに限る。）	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで

	- イ 窒素酸化物放出量削減型主機関 - ロ 電子制御型ディーゼル主機関 - ハ 電気推進装置 - 二 船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置 - 三 電源自動制御装置 - 四 推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動切替装置 - 五 主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置 - 六 主機関の燃料油等の自動温度制御装置 - 七 発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。） - イ 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関 - ロ A 重油専用発電機関 - ハ ターボ・ジェネレーター - 二 風力発電機関 - 八 燃料油槽（次のいずれかに該当するものに限る。） - イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの - ロ オーバーフロー・ラインを有するもの - 九 機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置 - 十 機関室内火災探知装置 - 十一 機関室内ビルジの高位警報装置 - 十二 船首及び船尾の係留用ウィンチの遠隔制御装置 - 十三 衛星航法装置 - 十四 自動操舵装置 - 十五 衝突予防援助装置 - 十六 ボイラーを有する船舶にあっては、A 重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー - 十七 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置 - 十八 コンテナ船又は重量物運搬船（制限荷重が 100 トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置	
--	--	--

別表 6 外航船舶（最終改正 平成 17 年財務省告示第 124 号）

番号	船舶及び機械その他の設備	期 間
1	外航船舶（第 1 号から第 9 号までに掲げる装置等（第 10 号から第 14 号までに規定する船舶にあつては、それぞれ第 10 号から第 14 号までに掲げる装置及び第 1 号から第 9 号までに掲げる装置等）のすべてを有している鋼船に限る。） 一 別表五 2 の部第 1 号から第 14 号までに掲げる装置等 二 燃料油槽の遠隔液面監視装置及び高位警報装置 三 主機関の運転状態の自動記録装置 四 ビルジ処理装置（油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。） 五 汚水処理装置（微生物による処理及び塩素による消毒を行うものに限る。） 六 海事衛星通信装置 七 自動衝突予防援助装置 八 造水機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。） 九 給湯機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。） 十 ボイラーを有する船舶にあつては、次のいずれかに該当する装置 イ A 重油専用ボイラー ロ 自動制御型ボイラー 十一 荷役用のサイド・ポート、ランプウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置 十二 コンテナ船、重量物運搬船（制限重量が 100 トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油そう船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置 十三 燃料油槽の船外からの注油管の弁の数が 5 以上の船舶（当該弁の集中配置場所が 2 以下のものを除く。）にあつては、当該弁の遠隔制御装置 十四 ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあつては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで